

甲府市勤労者福祉センター指定管理者募集要項

令和7年8月

【目 次】

No.	項 目	ページ
1	指定管理者の申請について	1
2	対象となる施設	1
3	指定管理者が行う業務の範囲	1
4	指定管理期間	1
5	管理の基準	1
6	指定管理業務に関する経費等の取扱い	2
7	指定管理業務の継続が困難になった場合の取扱い	4
8	申請資格等	4
9	申請要項等の配布	4
10	応募者現地説明会	4
11	質問の受付	5
12	申請書類等	5
13	申請の受付期間等	5
14	申請者の審査等	6
15	指定及び協定の締結	7
16	申請に関する留意事項	7
17	その他	7
18	問い合わせ先	7

甲 府 市

1 指定管理者の申請について

甲府市勤労者福祉センターの指定管理者の申請にかかる事項について、甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、次のとおり定めるものとする。

2 対象となる施設

- (1) 名 称 甲府市勤労者福祉センター
- (2) 所 在 地 甲府市朝気2丁目2番22号
- (3) 設置目的 勤労者の教養及び福祉の向上に寄与するための施設
- (4) 概 要 別紙、「甲府市勤労者福祉センター指定管理者管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに

利用件数（直近3ヵ年）

年度	第1 会議室	第2 会議室	第3 会議室	第1・2 教養室	料理 実習室	視聴 覚室	大 ホール	テニス コート	合計
4	430	138	166	288	2	152	635	271	2,185
5	396	130	209	331	9	160	653	177	2,065
6	396	100	141	306	8	189	655	264	2,059

3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者は、次の業務を行うものとする。なお、詳細については、仕様書のとおりにする。

- (1) 甲府市勤労者福祉センターの利用の許可に関する業務
- (2) 甲府市勤労者福祉センターの施設設備等の保守管理に関する業務
- (3) 甲府市勤労者福祉センターの環境維持管理に関する業務
- (4) 甲府市勤労者福祉センターの保安警備に関する業務
- (5) その他、市が必要と認める業務

4 指定管理期間

令和8年4月1日から令和14年3月31日までの6年間とする。

なお、本施設の管理運営を継続することが適当でないと認めるときは、指定期間中であっても指定を取り消すものとする。

5 管理の基準

(1) 関係法令等の遵守

指定管理者は、本施設の管理を行うにあたり、円滑な事業の推進、適切な維持管理のため、地方自治法等の関係法令並びに甲府市公の施設に係る指定管理者の指定に関する条例、甲府市勤労者福祉センター条例及び同施行規則の規定に従うほか、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

- ・ 個人情報の保護に関する法律及び関連法令
- ・ 甲府市情報公開条例

(2) 業務の一括下請けの禁止

指定管理者は、指定管理業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(3) 事業計画

指定管理者は、毎年度、本施設の管理に関する事業計画書を作成し、提出するものとする。

(4) 管理業務に係る報告

指定管理者は、毎年度4月30日までに、前年度の管理業務に係る実績報告書及び収支決算報告書を提出するものとする。また、毎月、前月の管理業務に係る実施状況を報告するものとする。

(5) 調査・モニタリング

甲府市は、指定管理者の管理する本施設の適正を期するため、指定管理者に対して、管理業務及び経理状況に関し報告を求め、又は実地に調査し、必要な指示を行うことができる。

6 指定管理業務に関する経費等の取扱い

指定管理者は、利用者が支払う利用料金及び、自らが企画実施する自主事業の収入を自らの収入とするほか、甲府市が支払う指定管理料をもって本施設の管理運営をすることとする。

(1) 指定管理料

指定管理料は、指定管理者が指定管理業務を行うために必要な経費として、甲府市が指定管理者に支払い、その額は、指定管理業務に必要な経費（指定管理経費）から利用料金及び自主事業の収入を差し引いた額とする。ただし、指定管理料は、甲府市勤労者福祉センターの運営に関する費用若しくは勤労者福祉の向上を目的とした業務以外への支出は禁止とする。

なお、4に定める指定管理期間における指定管理料の基準額を72,824,117円（消費税等相当額を含む。）とし、指定管理料の額は、申請時の提案をもとに、予算額の範囲内で甲府市と指定管理者の協議によって決定する。

(2) 指定管理料の見直し

自然災害等の不可抗力により大幅な利用料金の減収が生じた場合は、甲府市と指定管理者が協議し、指定管理料を予算の範囲内において見直すことができる。

また、指定管理者の指定期間中に利用料金を改定した場合には、指定期間中においても指定管理料を変更することができる。

(3) 自主事業の実施

自主事業の実施に当たっては、事前に甲府市の承認を得るものとし、その可否については施設の設置目的に照らして判断して、承認しないこともできる。また、自主事業が本来の業務（指定管理業務）に支障を与えていると認めるときは、改善又は中止等を命じることができる。

(4) 行政財産目的外使用料の取扱い

施設の行政財産目的外使用に係る収入等は、次のとおりとする。ただし、行政財産目的外使用の許可は、すべて甲府市が行う。

ア 自動販売機等の売上収入は、指定管理者に帰属する。

イ 電柱や自動販売機等の敷地占用使用料は、甲府市に帰属する。

(5) 事業年度ごとの指定管理料の支払方法

事業年度ごとの指定管理料は、指定管理者の支払請求に基づき、分割して支払うものとする。

(6) 事業年度ごとの指定管理料の支払時期

指定管理料の支払請求の時期及びその金額は、甲府市と指定管理者が協議の上、毎年度、協定書で定めるものとする。

(7) 修繕に要する費用等

施設、設備及び備品等の修繕（以下、「修繕」という。）は、次のとおりとする。

- ア 指定管理者は、各年度 50 万円（消費税額を含む）を特別修繕費（予備費）として修繕費とは別に予算に計上するものとし、5 万円を超える修繕については、その範囲内で市と協議の上で修繕を実施するものとする。
- イ 前項の特別修繕費（予備費）について、年度内に使用しなかった額は、年度ごとに清算し、市へ返還するものとする。
- ウ 5 万円（消費税額を含む）以下の軽微な修繕に係る費用は、修繕費として各年度予算に計上し、その範囲内で支出するものとする。
- エ 前項の 5 万円（消費税額を含む）以下の軽微な修繕については、市との協議を不要とし、指定管理者の判断に基づき実施できるものとする。

(8) リスクの分担について

仕様書に掲げる、リスク分担表（別紙 1）のとおりとする。

(9) その他

収支決算において、指定管理料の決定時に想定していた収支計画を超える収益が生じた場合、増収分の 20% に相当する額を納付することとする。この場合の納付金額や支払い方法等については、協議の上、決定することとする。

支 出	収 入
管理運営経費	利用料金収入額
	自主事業の収入
	甲府市からの 指定管理料

管理運営費実績 毎年 4 月 1 日から翌 3 月 31 日まで

(単位：円)

科目	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	備考
ア 事業経費				
自主事業費	286,491	211,135	187,045	講師料等
消耗品費	708,194	450,994	130,367	
燃料費	369,162	485,653	541,481	暖房灯油代
光熱水費	2,398,075	2,009,109	2,318,000	
修繕費	248,054	872,010	69,520	
委託費	2,880,444	2,928,060	3,402,172	清掃・点検保守等
保険料	75,830	75,830	77,200	
租税公課	613,300	604,000	589,600	
手数料	339,020	342,843	127,955	空調冷暖切替等
使用料	8,880	8,673	8,468	
イ 管理経費				
人件費	5,015,709	4,854,805	5,284,217	
経費計	12,943,159	12,843,112	12,736,025	

7 指定管理業務の継続が困難になった場合の取扱い

- (1) 指定管理者は、指定管理業務の継続が困難になった場合又はその恐れが生じた場合は、速やかに甲府市に報告するものとする。
- (2) 指定管理者の責に帰すべき事由により、適正な指定管理業務の執行が困難となった場合又はその恐れがあると認められる場合は、甲府市は指定管理者に対し、改善勧告を行い、期間を定め、改善策の提出を求めるものとする。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかったときは、甲府市は指定管理者の指定を取り消すことができる。
- (3) 指定管理者が甲府市の指示に従わないとき、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化するなど指定管理業務の継続が困難と認められる場合は、甲府市は指定管理者の指定を取り消すことができる。
- (4) (2) は (3) より指定管理者の指定を取り消され、甲府市に指定管理者の債務不履行による損害が生じた場合には、指定管理者は賠償の責を負うものとする。
- (5) 甲府市又は指定管理者の責に帰すべき事由ではないときに、指定管理者業務の継続が困難となった場合には、甲府市と指定管理者は、指定管理業務の継続の可否について協議するものとする。

8 申請資格等

指定管理者の指定の申請を行う者は、次の要件を満たしていなければならない。

- (1) 法人その他の団体であること。(法人格の有無は問わない。)
- (2) 団体及びその代表者が次のいずれの事項にも該当しないこと。(欠格条項)
 - ア 法律行為を行う能力が欠如している者。
 - イ 破産者で復権を得ない者。
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、甲府市における一般競争入札等の参加を制限されている者。
 - エ 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消された日から3年を経過していない者。
 - オ 市税等を滞納している者。
 - カ 役員等が甲府市暴力団排除条例に定める暴力団員等である者。
- (3) 甲府市内に、団体の主たる事業所を有すること。

9 申請要項等の配布

- (1) 配布場所 甲府市ホームページ
- (2) 配布期間 令和7年8月1日(金)から令和7年8月8日(金)17時まで

10 応募者現地説明会

- (1) 日 時 令和7年8月12日(火)午前10時または午後2時から(1時間程度)
- (2) 場 所 甲府市勤労者福祉センター
- (3) 参加申込 説明会参加申込書(様式5)を、令和7年8月7日(木)午後5時までに、持参または郵送(期限必着)で提出すること。
(持参は土曜日、日曜日を除く午前8時30分から午後5時まで)
- (4) 受付場所 産業部産業総室企業立地雇用推進課(甲府市役所本庁舎8階)

11 質問の受付

- (1) 受付期間 令和7年8月8日(金)から令和7年8月15日(金)午後5時まで。
- (2) 受付方法 質問書(様式6)に記入の上、持参または郵送(期限必着)で提出すること。
(持参は土曜日、日曜日を除く午前8時30分から午後5時まで)
- (3) 受付場所 産業部産業総室企業立地雇用推進課(甲府市役所本庁舎8階)
- (4) 回答方法 甲府市ホームページで公表※する。(質問者への個別回答は行わない)
※令和7年8月19日(水)までに公表

12 申請書類等

(1) 提出書類

- ア 指定管理者指定申請書(様式1)
- イ 甲府市勤労者福祉センターの管理に係る事業計画書(様式2)
当該事業計画書には次の事項を記入すること。
 - ① 管理運営に関する基本方針について
 - ② 管理の方法等について
 - ③ 施設の維持管理等について
 - ④ 利用者に対するサービス向上等について
 - ⑤ 利用者の安全対策について
 - ⑥ 経費の節減について
 - ⑦ 公平性の確保について
 - ⑧ 個人情報の取り扱いについて
 - ⑨ 自主事業について
- ウ 収支計画書(様式3)
- エ 団体の概要
 - ① 法人の場合 定款、寄付行為又はこれに類するもの
法人登記簿謄本
法人以外の場合 規約、役員名簿および履歴書
 - ② 前事業年度の収支計算書又はそれに相当する書類
 - ③ 直近3ヵ年分の納税証明書
 - ④ 欠格条項に該当しない旨の申立書(様式4-1~3)
- オ 団体の経営状況を明らかにする書類
直近過去3年度の財務諸表(財産目録、損益計算書、事業報告書、貸借対照表等)
又はこれに類するもの

(2) 提出部数

正本1部 副本10部の計11部

13 申請の受付期間等

- (1) 受付期間 令和7年8月1日(金)から令和7年8月22日(金)まで
(土曜日・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで)
- (2) 受付場所 産業部産業総室企業立地雇用推進課(甲府市役所本庁舎8階)
- (3) 受付方法 産業部産業総室企業立地雇用推進課へ持参すること。(郵送不可)

14 申請者の審査等

(1) 選定委員会による審査

候補者の選定に当たっては、「甲府市公の施設に係る指定管理者の候補者選定委員会設置要綱」の規定に基づき設置された「指定管理者の候補者選定委員会」において審査を行うものとする。

(2) 選定方法

申請書の提出があった場合は、指定管理者の候補者選定委員会事務局において資格等の確認を行う。また、選定委員会において、申請書類の内容審査及び面接（ヒアリング）を行い選定する。

(3) 審査の基準

指定管理者の候補者選定委員会において、提出書類及びヒアリングによる審査を行い、指定管理者の候補者を選定する。

審査の基準は次のとおりとする。

ア 事業計画が、施設の運営において、市民の平等な利用が確保され、サービスの向上が図られるものであること。

イ 事業計画が、施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ウ 事業計画が、施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。

エ 候補者が、施設の設置目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

(4) 審査の方法

ア 審査の方法は採点方式とし、評価項目と配点は次のとおりとする。

評価項目	配点
管理運営に関する基本方針	15 点
管理の方法	10 点
施設の維持管理	10 点
サービス向上への取組	15 点
利用者の安全対策	5 点
経費節減への取組	10 点
公平性の確保	5 点
個人情報の取扱	5 点
自主事業の内容	15 点
提案価格	10 点
合 計	100 点

イ 各評価項目の平均点の合計が最も高い者（ただし、平均点合計が 60 点以上であること）を指定管理者の候補者として決定する。

ウ 最高得点者が 2 者以上あった場合は、くじ引きにより決定する。

(5) 選定委員会の開催

選定委員会は、令和 7 年 10 月上旬に開催予定。

(6) 選定結果の通知

選定結果は、応募者に文書で通知するとともに、甲府市ホームページで公表する。

15 指定及び協定の締結

(1) 指定手続き

指定管理者の候補者選定委員会で候補者として選定された後、令和7年12月甲府市議会議定例会で「指定管理者の指定」議案の議決を経て決定（指定）される。

(2) 協定の締結

指定管理者の指定後、甲府市と協議の上、基本的事項を定めた「基本協定」及び年度ごとに締結する「年度協定」を締結するものとする。

16 申請に関する留意事項

(1) 申請書類の著作権は、申請者に帰属するものとする。ただし、甲府市が選定結果の公表等必要であると認めた場合には、申請書類等の内容が無償で使用できるものとする。

(2) 申請に要する経費については、申請者の負担とする。

(3) 申請書類の修正（軽微な修正を除く。）は、認めないものとする。

(4) 申請書類は、理由の如何を問わず、返却しない。

(5) 市が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。

また、検討の目的の範囲内であっても、甲府市の了解を得ることなく第三者に対して、これを使用させ、又は提示することを禁止する。

(6) 申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

(7) 申請書等の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。

(8) 必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることができる。

(9) 申請書等は、甲府市情報公開条例第2条第2項に定める公文書となる。

(10) やむを得ない理由等により、審査を実施することができないと甲府市が判断したときは、中止することができる。その場合において、申請に係る全ての経費は、甲府市に請求できない。

(11) 事業計画書記載に当たっては次を留意すること

ア できるだけ具体的に記載すること。

イ 貴団体において、現在指定管理者として運営している施設がある場合は、その施設における取組実績等を踏まえて記載すること。

ウ 業務内容については本要項及び「甲府市勤労者福祉センター指定管理者管理業務仕様書」を参照すること。

17 その他

その他必要な事項については、随時、甲府市と指定管理者が協議して行うものとする。

18 問い合わせ先・書類送付先

〒400-8585

甲府市丸の内一丁目18番1号（甲府市役所本庁舎8階）

甲府市 産業部 産業総室 企業立地雇用推進課

TEL 055-237-5736 FAX 055-227-8065